

新型コロナウイルス感染症 対応マニュアル

【保護者用】

令和2年8月
(令和3年7月改正 Ver. 3)

独立行政法人国立高等専門学校機構
豊田工業高等専門学校

目 次

1	新型コロナウイルス感染症について.....	1
2	基本的な考え方.....	1
3	基本的な感染防止対策.....	1
4	感染が判明した場合の対応.....	1
5	連絡について.....	2
6	体調不良者が発生した場合の対応.....	2

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症は、法律上「学校において予防すべき感染症」の第一種の感染症と定められています。本校では、対面授業の再開に当たり、本感染症に特化したマニュアルを制定しました。保護者の皆様にも必要な情報を抜粋してここにまとめました。

2 基本的な考え方

- 治療法やワクチンが確定するまでの間、この感染症とともに生きていかなければなりません。このため、「3密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続し、リスクを低減しつつ、教育活動を継続し、学生の健やかな学びを保障します。
- 感染リスクをゼロにすることはできないことを前提として、感染の可能性のある者、あるいは感染者が確認された場合の対処についても定めます。
- 感染者が確認された場合には、感染者及び濃厚接触者の出席停止及び分散登校を速やかに実施します。学内感染についての疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行います。同時に、感染者や濃厚接触者である学生が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう、十分な配慮・注意を行います。
- 本校では文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2021.4.28Ver6)」において示された『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』を基に作成した「新型コロナウイルス感染症に係る豊田高専の活動判断目安」を踏まえて行動します。

3 基本的な感染防止対策

地域の感染レベルに応じ、感染症対策の3つのポイントを踏まえた取組を行います。

(1) 感染源を絶つ

- ①37.5℃以上の発熱、又は風邪の症状がある場合等には学校に連絡し、登校はさせないでください。この場合「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」とします。学校へ連絡願います。
- ②登校時の健康状態の把握：毎朝検温のお声がけをお願いします。学生には登校前に検温結果及び健康状態を所定の方法で報告を依頼しています。健康状態を把握できない学生は、登校を認めない等の措置を講ずる場合があります。
- ③在校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合
発熱等の風邪の症状がみられる場合には、安全に帰宅できるよう保護者に迎えを依頼します。症状がなくなるまでは自宅で休養願います。保護者の来校まで待機するための静養室を準備します。
連絡があったら迎えをお願いします。必要に応じてかかりつけ医又は「受診・相談センター」と相談し医療機関を受診の上、受診結果を学校にお知らせください。

(2) 感染経路を絶つ

- ① 手洗いの励行：タオルやハンカチ等は個人持ちとしますのでご用意ください。
- ② 咳エチケット：マスク着用を徹底願います。各自マスクをご用意ください。
- ③ 消毒：ドアノブ、手すり、スイッチなどは、1日1回以上消毒液等を使用して清拭します。(消毒液等は学校で準備します)

(3) 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけてください。ご家庭でのサポートをよろしく願います。

4 感染が判明した場合等の対応

(1) 感染が判明した場合、速やかに学校へ連絡願います。

- ① 当該学生について、出席停止の措置をとります。
- ② 他の学生が濃厚接触者にあたりと特定された場合は、出席停止の措置をとります。
- ③ 所轄の保健所等と連携して状況分析を行い、同保健所等及び国立高専機構本部と相談の上、危機管理室会議において消毒、分散登校、臨時休業等について判断します。

(2) 濃厚接触者となった場合（同居家族等の感染が判明した場合）

- ① 濃厚接触者となった場合、もしくはその恐れがある場合には、速やかに学校へ連絡願います。
- ② 連絡を受けて、当該学生の居住地を所管する保健所と今後の対応の確認を行った上で、出席停止とします。
- ③ 原則として臨時休業は行いません。必要に応じて、他の学生の健康観察を行います。

(3) 同居する家族が PCR 検査、抗原検査を受けた場合

- ① 同居する家族が PCR 検査、抗原検査を受けた場合は、速やかに学校へ連絡願います。
- ② 連絡を受けて、学内で今後の対応の確認を行った上で、出席停止とします。

5 連絡について 日頃から連絡先の確認をお願いします。

○緊急情報

学生課から、一斉メール及びMicrosoft365のメールアドレスへの配信により、通知します。

○対応情報

学校の対応状況について、ホームページで情報を提供します。

○体調不良等の個別の連絡

原則として指導教員を経由願います。

指導教員不在の場合は、教務係（TEL:0565-36-5914）へ連絡願います。

両者に連絡が取れない場合は、E-mail:kyoumu@toyota-ct.ac.jpへ連絡願います。

夜間・休日等は、守衛室（TEL：0565-32-8811）へ連絡願います。

新型コロナウイルス感染症の罹患の疑い（37.5℃以上の発熱、又は風邪の症状）がある場合は、保健室（TEL:0565-36-5844, E-mail:hoken@toyota-ct.ac.jp）へ連絡願います。

マニュアル及び届け出用の各書式は本校ホームページから入手できます。

掲載場所 緊急ニュース 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

<https://www.toyota-ct.ac.jp/emergency/18880>

6 体調不良者が発生した場合の対応

○在宅時の体調不良：登校させず指導教員に連絡をお願いします。

○在校時の体調不良：原則帰宅となります。学校から保護者に迎えを要請します。

速やかにお迎えをお願いします。

保護者到着までは、学生は静養室で待機します。

いずれの場合も、各種届出や記録の提出をお願いすることになりますので、ご協力をお願いします。